

児童扶養手当について ご案内・お知らせ

◆児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他による)、または父母にかわってその児童を育てている人等に支給されます。(児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人)



手当を受けるには、申請が必要です。申請・請求をして認定されると、請求の翌月分からの手当が4・8・12月に(それぞれの前月分まで)支給されます。手当の額は、児童の数や所得の状況によって変わります。

所得制限等の支給要件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

すでに児童扶養手当を受けている人へ

◆児童扶養手当の現況届を提出してください

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、8月分以降の手当が受けられませんので、必ず受給者本人が届出をしてください。

対象 = 7月末現在、手当を受けている人(全部停止の人を含む)

※対象となる人には、郵送で通知を送付します。

申請 = 8月3日(月)～31日(月)(土・日曜を除く)に、
①印かん②手当証書③その他必要な書類(各個人に通知します)を持って、こども福祉課窓口へ

◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由

届出書の申請について(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。

ただし、就業中や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができない等の事由に該当する場合は、届出により減額の対象にはなりません。

該当する人には、すでに届出用紙を送付していますので、現況届提出時にあわせて提出してください。

なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますのでご注意ください。

詳細・問合せ = こども福祉課こども係(内線522)

特別児童扶養手当について ご案内・お知らせ

◆特別児童扶養手当とは

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害や病気(おおむね身体障害者手帳の1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部など)の児童を家庭で育てている父か母、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

手当を受けるには、申請が必要です。申請・請求をして認定されると、請求の翌月分からの手当が4・8・11月に(それぞれの前月分まで、11月は当月分まで)支給されます。

ただし、前年(1月から7月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくはお問い合わせください。

※手当の額 1級:51,100円・2級:34,030円
(障害の程度によって、手当の額が変わります)

特別児童扶養手当を受けている人へ

◆特別児童扶養手当の所得状況届

所得状況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと8月分以降の手当が受けられないので必ず届出をしてください。

対象 = 7月末現在、手当を受けている人

申請 = 8月11日(火)～9月10日(木)(土・日曜を除く)に、
①印かん②手当証書③その他必要な書類(各個人に通知します)を持って、こども福祉課窓口へ

詳細・問合せ = こども福祉課こども係(内線522)

麻しん風しん予防接種は お済みですか？

下記対象者には、4月に接種の案内をしています。接種がまだの人は、早めに接種しましょう。

◆平成27年度2期対象者 =

平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ
(小学校就学前の1年間にある人)

実施期間 = 平成28年3月31日まで

費用 = 無料(実施期間を過ぎると全額自己負担)

実施場所 = 市内指定医療機関

※対象者で予診票を持っていない人は、下記へ連絡してください。

問合せ = 保健センター「さんて郡山」(☎58-3333)